

○置賜広域行政事務組合工事に係る発注見通し、入札結果等の公表に関する要綱

平成13年3月29日訓令第5号

改正 平成14年4月22日訓令第2号

平成15年3月24日訓令第5号

平成15年4月1日訓令第7号

平成19年3月30日訓令第7号

平成22年9月1日訓令第11号

平成24年5月31日訓令第14号

平成27年7月29日訓令第5号

令和2年6月25日訓令第11号

令和5年5月30日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札制度の公正かつ適正を期するため、本組合が行う公共工事（以下「工事」という。）に係る発注の見通し、指名競争入札の結果等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象の工事)

第2条 この要綱による公表の対象となる工事は、原則として1件の設計金額が200万円以上の工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事にあつて本組合の行為を秘密にする必要があるものを除く。）とする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 理事会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定により工事に係る発注の見通しに関する事項を公表する場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項として、次に掲げる事項を置賜広域行政事務組合工事発注見通計画表（様式第1号。以下「発注見通計画表」という。）により毎年度4月1日以後遅滞なく公表するものとする。この場合において、理事会は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(1) 工事の名称

(2) 工事の場所

(3) 工期

(4) 入札等の方法

(5) 入札等の時期

(6) 工事の業種

(7) 工事の概要

(8) 概算工事規模額

(指名業者等の公表)

第4条 理事会は、指名通知をした後、指名業者等に関する事項であって次に掲げるものについて置賜広域行政事務組合工事指名競争入札参加業者指名一覧表(様式第2号)により公表する。この場合において、契約が随意契約であるときは、随意契約の理由を記載した書面の写しを添付するものとする。

- (1) 指名年月日
  - (2) 工事の名称
  - (3) 工事の場所
  - (4) 指名通知日
  - (5) 閲覧貸出期間
  - (6) 質問期限
  - (7) 入札年月日
  - (8) 監督職員の氏名
  - (9) 指名業者名
  - (10) 指名の理由
- (入札結果等の公表)

第5条 理事会は、指名業者を公表して行った入札については、次に掲げる事項について入札(見積)調書(様式第3号)の写しにより公表するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 入札年月日
- (4) 入札場所
- (5) 入札経過
- (6) 落札業者の名称及び落札金額又は契約業者の名称及び契約金額
- (7) 予定価格
- (8) 調査基準価格

2 理事会は、法第8条第2号の規定により工事に係る契約の内容に関する事項を公表する場合は、令第7条第2項第9号及び第10号に掲げる事項として、次に掲げる事項を置賜広域行政事務組合工事契約台帳(様式第4号。以下「工事契約台帳」という。)により公表するものとする。この場合において、変更契約があったときは、随時、変更契約により変更を行った理由を記載した書面の写しを添付するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 請負業者の商号又は名称及び住所
- (4) 契約年月日
- (5) 請負代金の額
- (6) 工期

(7) 工事の概要

(公表の方法)

第6条 公表は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法による。

(閲覧所等)

第7条 前条の閲覧所は、事務局施設課とする。

2 閲覧所における閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 公表の期間は、第3条に規定する発注見通計画表については当該年度の3月31日までとし、第4条に規定する指名業者については指名決定の翌日から当該指名決定があった日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、第5条第1項に規定する入札結果等については落札日の翌日から当該落札日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、同条第2項に規定する工事契約台帳については契約日の翌日から当該契約日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、閲覧所における閲覧については次に掲げる日を除く。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(閲覧の申請)

第8条 閲覧しようとする者（インターネットを利用して閲覧しようとする者を除く。）は、置賜広域行政事務組合工事発注の見通し、入札結果等閲覧申請書（様式第5号）を理事会に提出しなければならない。

(工事に係る委託業務の場合における準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、建設工事に係る調査、測量、設計又は監理等の業務委託の場合に準用する。この場合において、第3条中「理事会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定により本工事に係る発注の見通しに関する事項を公表する場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項として」を「理事会は」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月22日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日訓令第5号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月1日訓令第11号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月31日訓令第14号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月29日訓令第5号）  
この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和2年6月25日訓令第11号）  
この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和5年5月30日訓令第4号）  
この訓令は、令和5年6月1日から施行する。



様式第2号（第4条）

置賜広域行政事務組合工事指名競争入札参加業者指名一覧表	
指名年月日	令和 年 月 日
工事名 (委託業務名)	
工事場所 (委託業務場所)	
現説年月日	令和 年 月 日 時 分
入札年月日	令和 年 月 日 時 分
監督職員 (調査職員)	
指名業者名	
指名理由	置賜広域行政事務組合建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程 第7条（業種： 等級： ）その他の業種：
	置賜広域行政事務組合指名競争入札参加者審査委員会規程 第5条第1項第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11号



様式第4号（第5条関係）

置賜広域行政事務組合工事契約台帳

工 事 名 (委託業務名)		
工 事 場 所 (委託業務場所)		
請 負 業 者 名		
請 負 業 者 住 所		
当 初	契 約 年 月 日	年 月 日
	請 負 代 金 額	¥
	工 期 (履 行 期 間)	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
第 1 回 変 更	契 約 年 月 日	年 月 日
	請 負 代 金 額	¥
	工 期 (履 行 期 間)	完 成 年 月 日
第 2 回 変 更	契 約 年 月 日	年 月 日
	請 負 代 金 額	¥
	工 期 (履 行 期 間)	完 成 年 月 日
第 3 回 変 更	契 約 年 月 日	年 月 日
	請 負 代 金 額	¥
	工 期 (履 行 期 間)	完 成 年 月 日
工 事 概 要 (委託業務概要)		

No. 00000000

置賜広域行政事務組合工事の発注見通し、入札結果  
等閲覧申請書

年 月 日

置賜広域行政事務組合  
理事長米沢市長 あて

申請人 住 所  
団体又は  
会 社 名  
氏 名

置賜広域行政事務組合工事に係る発注見通し、入札結果等の公表に関する要綱第8条の規定により、下記のとおり閲覧を申請します。

記

- 1 置賜広域行政事務組合工事に係る発注見通し、入札結果等の公表に関する要綱
- 2 置賜広域行政事務組合工事発注見通計画表
- 3 置賜広域行政事務組合工事指名競争入札参加業者指名一覧表
- 4 入札（見積）書
- 5 置賜広域行政事務組合工事契約台帳
- 6 本組合の工事に係る契約に関する例規等

【注記】 閲覧する内容について、上記一覧表の番号に○印を付けて申請してください。